

## 産業廃棄物の受入れについてのお願い

排出事業者の皆様には、日頃、当公社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当公社は、昭和57年10月の操業以来、法令順守の上、産業廃棄物の適正処理に努めてまいりました。

この度、福井県の立入検査の結果、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める基準による処理を行うよう指導がありましたので、産業廃棄物の受入れについては、今後、下記のようにさせていただきます。

排出事業者の皆様には、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

- 1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、安定型処分場に産業廃棄物を埋め立てる前に、展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物<sup>(注)</sup>の付着または混入が認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てないことと規定されています。

しかし、福井県の立入検査の際、安定型処分場の埋立廃棄物の中に、木くずや紙くずの混入が確認されました。

このため、今後は、産業廃棄物の受入れ時の展開検査を徹底し、木くず、紙くずおよび有機性の物質が付着しているものの混入がある場合は、当公社での分別・処理が困難であるため、受入れをお断わりさせていただくこととします。

(注) 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、がれき類の安定5品目以外の産業廃棄物

- 2 また、安定型処分場に埋め立てができる廃プラスチック類については、法令上、概ね15cm（一辺が15cm）程度で、中空でないこととされているところですが、この基準に該当しない産業廃棄物が確認されました。

このため、平成31年1月7日以降は、当公社で破碎処理ができないシートやフィルム系の廃プラスチック類は、当該大きさに処理した上で搬入願います。

〈お問い合わせ先〉

福井資源化工株式会社

TEL0776-85-1200 小林